

## 第8回独立行政法人農林漁業信用基金契約監視委員会審議概要

1. 日時 平成28年4月19日（火）14:00～16:00

2. 場所 独立行政法人農林漁業信用基金 第一会議室

### 3. 議題

(1) 平成27年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について

(2) 平成28年度調達等合理化計画（案）について

### 4. 出席委員（◎印は委員長）

◎伊藤 佳江（伊藤佳江税理士事務所税理士）

武井 洋一（成和明哲法律事務所弁護士）

辻村 茂樹（東陽監査法人公認会計士）

竹渕 晶代（独立行政法人農林漁業信用基金監事）

富田 雅之（独立行政法人農林漁業信用基金監事）

### 5. 審議概要

(1) 平成27年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について

① 平成27年度調達等合理化計画に係る取組状況について

○資料に基づき、事務局から27年度調達等合理化計画に係る27年度の取組状況（調達の現状と要因分析、一者応札・応募の改善の取組、契約審査会に付議した随意契約の概要）について、総括的に説明。

○また、資料に基づき、27年度契約の個々の案件（15件）に関して、一者応札・応募の改善の取組状況について説明し、そのうち一者応札・応募となった6件及び契約審査会に付議した随意契約1件については、参加要件・業務準備期間等の項目における課題・今後の対応方針等について、委員の点検を受けた。

② 平成27年度調達等合理化計画の自己評価（案）について

○資料に基づき、事務局から①の取組状況を元に作成した自己評価（案）について内容説明を行い、委員による確認が行われ、了承された。

意見・質問	回答
<p>① 1 件だけ随意契約となった契約があるが、今後も契約審査会に毎年付議するという手続きにのせないといけないのか？他の案件と同様に複数年契約の方法はとれなかったのか？</p>	<p>→本契約は競争性のない随意契約であり、契約先が開発して著作権を有するシステムの保守に関するもので、契約期間を1年としており、複数年契約について交渉したが契約期間の変更はできなかったが、次回の契約については、複数年契約の再交渉に努めたい。</p>
<p>②一者応札・応募となった競争入札案件の中で、入札参加要件に「過去の業務実績を必須としている」とあるが具体的には何か？</p>	<p>→「過去の業務実績」とは、「過去の金融業務等に関するシステム開発・保守業務の実績」である。これを参加要件としていることにより、事実上応札を制限する結果となっている。このため、今後は、参加要件とせずに、評価項目とするように見直す必要がある。</p>
<p>③空調設備の賃貸借・保守に係る契約案件の場合、応募者が入札を辞めた理由として、準備期間が短いという意見があったが、準備期間はどのような基準に基づいて設定しているのか？</p>	<p>→準備期間について具体的な基準はない。空調設備の賃貸借・保守に係る契約案件の場合、前年度の施工業者から聴き取りした日数を参考に、8月中旬までに設備の設置及び動作確認を完了したいという理由から最長40日で設定した。</p>

意見・質問	回答
<p>④契約審査会の委員には、外部有識者は入っていないのか？</p> <p>⑤提出された資料では、個々の契約案件について、「一般競争入札等による場合であっても真に競争性が確保されている」かどうか分かりにくい。個々の契約案件について、応札・応募状況の経過等、契約締結までの流れを見える化して資料を作成し、事前に提出してもらおうと、委員会の開催までに点検できるのだが。</p>	<p>→契約審査会が審査するのは競争性のない随意契約の案件に限られていること、外部有識者を委員にした場合、緊急に契約締結する必要が生じたにもかかわらず、当該委員欠席により委員会が開催できないために調達ができないとなると、問題も生じること等のため、外部有識者を入れていない。</p> <p>→資料作成にあってはご指摘の点を踏まえ、次回から対応したい。</p>

(2) 平成28年度調達等合理化計画（案）について

○資料に基づき、事務局から28年度調達等合理化計画（案）（27年度の調達の現状と要因分析、重点的に取り組む分野（一者応札・応募の改善の取組等）、調達に関するガバナンスの徹底、推進体制等）について内容説明を行い、委員により了承された。

意見・質問	回答
①27年度の調達における問題点として、参加要件の見直しをすることだが、28年度からは、「過去の実績を求める」ような参加要件を入れないということか？	→「過去の実績を求める」要件を入れることにより、一者に限定されてしまう可能性が高いため、要件としては削除して、一般競争入札（総合評価方式）における評価項目とする。
②総務省の調達等合理化計画策定要領の国の調達改善に係る先行取組事例の中に「共同調達」というのがあるが、信用基金としては可能なのか？	→農水関係の独法と共同調達について検討したが、納入時期が異なっており、コストメリットが数円程度であり断念した。
③合理化計画（案）に記載している他の法律に基づく「中小企業者への受注機会への配慮や障害者施設等からの調達推進」は、積極的にそういったところからの応札を促すということで良いか？	→この点の「配慮」や「調達推進」とは、施策に沿って独法が自ら目標を設定して、調達に際し「中小企業者への受注機会への配慮や障害者施設等からの調達推進」を進めることが目的である。これを踏まえてコストメリット等を総合的に勘案して入札を行っている。なお、これらの調達方針等はホームページで公表している。